

地方議会の権能強化に関する決議

今通常国会に政府が提出している地方自治法改正案は、長による臨時会の招集に関する不適切な運用を是正するとともに、専決処分制度の改善、委員会制度に関する条例事項の拡大など地方議会の運営に関して自主性・自律性を高めようとするものであり、本会をはじめ議会三団体において、当面早急に改善すべき事項として強く求めてきたものである。

また、地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、今回の改正案にとどまらず、議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できる「強い議会」の構築が不可欠であり、議会活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 地方自治法改正案の早期成立

政府が提出している地方自治法改正案を、今通常国会において早期に成立させること。

2. 更なる地方議会の権能強化

今回の地方自治法の改正にとどまらず、更なる地方議会の権能強化のため、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。

- (3) 議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- (4) 議長に議会費予算執行権を付与すること。

以上決議する。

平成24年5月23日

全国市議会議長会